

松前町水道事業経営戦略

団 体 名 : 松前町

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 28 年 4 月 1 日	計画給水人口	31,500 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	30,013 人
		有収水量密度	1.563 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	188.85 千m
	配水池設置数	3		
施 設 能 力	15,000 m ³ /日	施 設 利 用 率	63.47 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え	現行の料金体系は、平成26年8月1日付けで改定を行ったもので、料金とメーター使用料の合計額(消費税込み)を加算した金額となります(右図参照:令和元年10月1日消費税改定後)。																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">水道料金(消費税込み)</th> <th colspan="2">メーター使用料(消費税込み)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">料金</th> <th rowspan="2">量水器口径</th> <th rowspan="2">使用料(1ヵ月)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過水量(1mにつき)</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10 m³</td> <td rowspan="3">792.0 円</td> <td>10 m³ を超え 30 m³ まで</td> <td>126.5 円</td> <td>13 mm</td> <td>72.6 円</td> </tr> <tr> <td>30 m³ を超え 50 m³ まで</td> <td>139.7 円</td> <td>20 mm</td> <td>146.3 円</td> </tr> <tr> <td>50 m³ を超えるもの</td> <td>155.1 円</td> <td>25 mm</td> <td>156.2 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体用</td> <td rowspan="3">10 m³</td> <td rowspan="3">1,092.3 円</td> <td>10 m³ を超え 50 m³ まで</td> <td>146.3 円</td> <td>30 mm</td> <td>261.8 円</td> </tr> <tr> <td>50 m³ を超え 150 m³ まで</td> <td>159.5 円</td> <td>40 mm</td> <td>324.5 円</td> </tr> <tr> <td>150 m³ を超えるもの</td> <td>173.8 円</td> <td>50 mm</td> <td>1,570.8 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工業用</td> <td rowspan="3">200 m³</td> <td rowspan="3">26,087.6 円</td> <td>200 m³ を超えるもの</td> <td>194.7 円</td> <td>75 mm</td> <td>1,885.4 円</td> </tr> <tr> <td>10 m³ を超え 50 m³ まで</td> <td>145.2 円</td> <td>100 mm</td> <td>2,618.0 円</td> </tr> <tr> <td>50 m³ を超え 150 m³ まで</td> <td>158.4 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">10 m³</td> <td rowspan="3">1,108.8 円</td> <td>150 m³ を超えるもの</td> <td>172.7 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>200 m³</td> <td>17,873.9 円</td> <td>200 m³ を超えるもの</td> <td>145.2 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1 m³</td> <td>178.2 円</td> <td>1 m³ を超えるもの</td> <td>178.2 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共用給水</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10 m³</td> <td rowspan="3">664.4 円</td> <td>10 m³ を超え 30 m³ まで</td> <td>86.9 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 m³ を超え 50 m³ まで</td> <td>94.6 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 m³ を超えるもの</td> <td>102.3 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				水道料金(消費税込み)		メーター使用料(消費税込み)		種別	区分	用途	料金		量水器口径	使用料(1ヵ月)	基本水量	基本料金	超過水量(1mにつき)	使用料	専用給水装置	家庭用	10 m ³	792.0 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	126.5 円	13 mm	72.6 円	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	139.7 円	20 mm	146.3 円	50 m ³ を超えるもの	155.1 円	25 mm	156.2 円	団体用	10 m ³	1,092.3 円	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	146.3 円	30 mm	261.8 円	50 m ³ を超え 150 m ³ まで	159.5 円	40 mm	324.5 円	150 m ³ を超えるもの	173.8 円	50 mm	1,570.8 円	工業用	200 m ³	26,087.6 円	200 m ³ を超えるもの	194.7 円	75 mm	1,885.4 円	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	145.2 円	100 mm	2,618.0 円	50 m ³ を超え 150 m ³ まで	158.4 円			営業用	10 m ³	1,108.8 円	150 m ³ を超えるもの	172.7 円			湯屋用	200 m ³	17,873.9 円	200 m ³ を超えるもの	145.2 円		臨時用	1 m ³	178.2 円	1 m ³ を超えるもの	178.2 円		共用給水	家庭用	10 m ³	664.4 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	86.9 円			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	94.6 円			50 m ³ を超えるもの	102.3 円	
水道料金(消費税込み)		メーター使用料(消費税込み)																																																																																																	
種別	区分	用途	料金		量水器口径	使用料(1ヵ月)																																																																																													
			基本水量	基本料金			超過水量(1mにつき)	使用料																																																																																											
専用給水装置	家庭用	10 m ³	792.0 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	126.5 円	13 mm	72.6 円																																																																																												
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	139.7 円	20 mm	146.3 円																																																																																												
				50 m ³ を超えるもの	155.1 円	25 mm	156.2 円																																																																																												
	団体用	10 m ³	1,092.3 円	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	146.3 円	30 mm	261.8 円																																																																																												
				50 m ³ を超え 150 m ³ まで	159.5 円	40 mm	324.5 円																																																																																												
				150 m ³ を超えるもの	173.8 円	50 mm	1,570.8 円																																																																																												
	工業用	200 m ³	26,087.6 円	200 m ³ を超えるもの	194.7 円	75 mm	1,885.4 円																																																																																												
				10 m ³ を超え 50 m ³ まで	145.2 円	100 mm	2,618.0 円																																																																																												
				50 m ³ を超え 150 m ³ まで	158.4 円																																																																																														
	営業用	10 m ³	1,108.8 円	150 m ³ を超えるもの	172.7 円																																																																																														
湯屋用				200 m ³	17,873.9 円	200 m ³ を超えるもの	145.2 円																																																																																												
臨時用				1 m ³	178.2 円	1 m ³ を超えるもの	178.2 円																																																																																												
共用給水	家庭用	10 m ³	664.4 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	86.9 円																																																																																														
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	94.6 円																																																																																														
				50 m ³ を超えるもの	102.3 円																																																																																														
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 26 年 8 月 1 日																																																																																																		

④ 組 織

職 員 数	水道組織は、上下水道課に所属し、損益勘定職員6名、資本勘定職員1名の計7名で構成します。
事 業 運 営 組 織	<pre> graph TD K[課長] --> K1[課長補佐] K --> K2[課長補佐] K1 --> B[業務係] B --> B1[係長] B --> B2[主任] B --> B3[主事] K2 --> S[水道工務係] K2 --> S2[下水道工務係] S --> S1[係長] S --> S3[技師] S2 --> S4[主任技師] </pre>

(2) これまでの主な経営健全化の取組

いつでも安心して飲めるおいしい水道水を供給するため、平成19年度に恵久美浄水場を、平成25年度に北伊予浄水場を順次整備してきました。施設の新設及び改修に係る資金の確保を図るため、企業の効率的な業務運営に努めてきました。
 経営健全化への取組としては、平成26年度に料金改定を行いました。人口減少等により給水量及び給水収益の減少が今後も続いていくと見込まれる中で、必要施設の新設及び老朽施設の更新等にかかる費用は増大していきます。水道事業としての経営努力は継続しつつ、それでも資金が不足するようであれば、更なる料金改定や料金体系見直しを行っていく必要があります。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

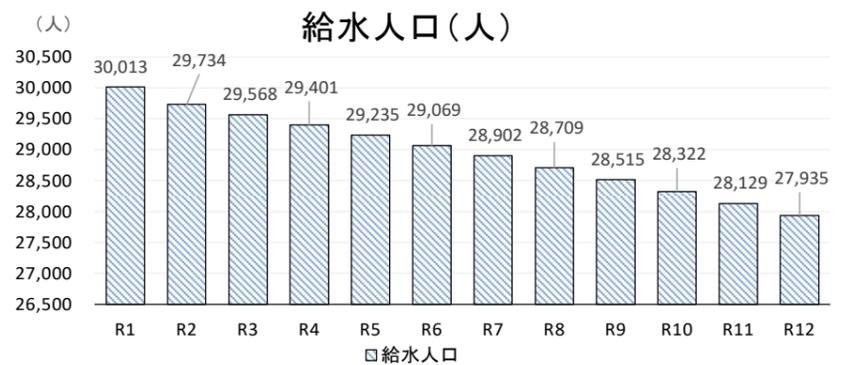
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

水道経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表(令和元年度版)」に示すとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

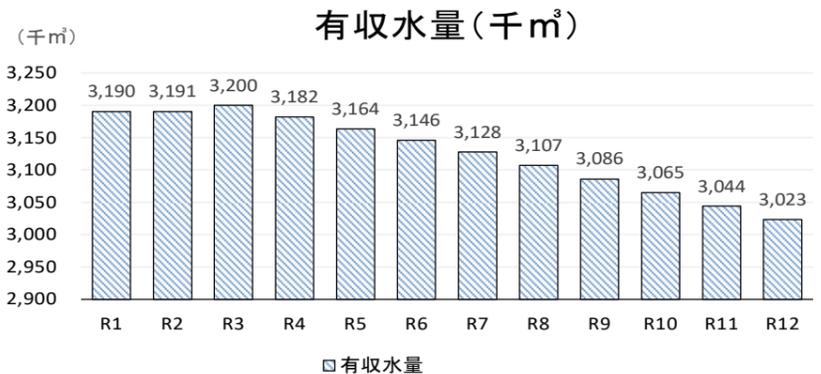
給水人口の予測にあたっては、まず、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計(H30公表)を基に、行政区内人口の予測を行い、これに普及率を乗じて求めました。
 その結果、人口減少の影響を受け、令和元年度から令和12年度で約2,078人減少すると予測しています。



(2) 水需要の予測

有収水量の予測にあたっては、給水人口一人当たりの有収水量を求め、これに上記(1)の給水人口の予測値を乗じて求めました。
 その結果、給水人口減少の影響を受けて、令和元年度から令和12年度で約167千 m^3 減少すると予測しています。

※令和2年度及び令和3年度は、実態に合わせて短期的に需要増を見込んでいます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しにあたっては、有収水量1 m^3 当たりの料金収入を求め、これに上記(2)の有収水量の予測値を乗じて求めました。
 その結果、有収水量減少の影響を受けて、令和元年度から令和12年度で約16,145千円減収すると予測しています。

※令和2年度及び令和3年度は、予算書ベースの値で、実態に合わせて短期的に増収を見込んでいます。



(4) 組織の見通し

水道事業を運営していく上で、現在の人員構成が必要と考えています。今後も水道経営に支障をきたすことのないよう継続的に人員構成について検討します。

3. 経営の基本方針

上水道事業は、水源水質の変化や大規模地震などの課題に対応するため、平成15年度から「松前町上水道第6次拡張事業」に取り組んでおり、これまでに恵久美ブロック及び北伊予ブロックの施設整備が完成しました。引き続き、町内最大規模の給水人口を対象とする西古泉ブロックの施設整備を進めます。今後も、管路の耐震化や災害時の体制強化など、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを進めていくことが重要と考えています。

○水道施設の整備充実：第6次拡張事業計画に基づき、西古泉ブロックの浄水場・配水池等の整備を行います。また、安定的な供給を図るため、管路の耐震化を行います。

○水源の保全：将来にわたって安全な飲料水を安定的に供給するため、地下水の水質や水位の調査を継続し、地下水源の保全を行います。

○水道事業の健全運営：施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、経営の効率化、料金体系の適正化を図り、水道事業の健全運営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	○第6次拡張事業計画に基づき、計画的な施設整備を進めます。 ○安定的な供給を図るため、老朽化した管路の更新等を行います。
---	---	---

計画期間内の投資額は、下表のとおりです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
構築物(浄水場施設)	337,000	1,304,430	776,410	8,500	290,760	0	0	0	0	0
構築物(浄水場管路)	0	27,400	88,670	443,774	39,490	0	0	0	0	0
機械及び装置	0	0	1,280,620	351,120	0	0	0	0	0	0
構築物(管路)	135,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
補償	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	474,000	1,541,830	2,355,700	1,013,394	540,250	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	○経常収支比率については、中長期的に100%以上(黒字)を維持することを目標とします。(令和元年度経営比較分析表 99.61%) ○料金収入及び企業債等の財源の確保に努めます。
---	---	---

現在の料金収入では、収益的収支は赤字となり、資本的収支を賄うための補填財源も枯渇するなど経営が厳しい状況となります。今後の水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、適正な料金体系の見直しを行います。企業債については、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、次のとおりです。

○職員給与費：人事異動による職員給与費を推計しました。
 ○動力費：新たな浄水場供用開始による増額を加味して推計しました。
 ○修繕費：過去5カ年の平均値を採用しました。
 ○材料費：過去3カ年の平均値を採用しました。
 ○その他：過去3カ年の平均値を採用しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会を通じて、県及び県下の市町村とともに検討を進めます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、有効なものについては、段階的に取り組みます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	将来的には、アセットマネジメント計画を策定し、投資の平準化等に取り組みます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	老朽化に伴う改修の機会にダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	老朽化に伴う改修の機会にスペックダウンを検討します。
その他の取組	該当ありません。

② 財源について検討状況等

料金	住民生活への影響に配慮し、適正かつ公平な負担となる料金体系の見直しを行います。
企業債	企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施します。
繰入金	一般会計からの繰入りに頼ることのないよう資金繰りに努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討します。
その他の取組	該当ありません。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 赤字の解消に向けた取組の方向性等

赤字の解消に向けた取組の方向性	経営戦略の計画期間最終年度である令和12年度には、経常損益が赤字になると予測されることから、料金改定に取り組みます。																				
料金改定スケジュール(例)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>見込み期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民・議会：現状の説明</td> <td>2ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>水道料金改定業務委託(試算)</td> <td>3～6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>審議会：料金改定(複数案)の提示</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>住民・議会：料金改定(複数案)の説明</td> <td>6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>料金改定(最終案)の内部協議</td> <td>2ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>審議会：料金改定(最終案)の審議、承認</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>料金改定(最終案)の調整及び決定</td> <td>3週間</td> </tr> <tr> <td>条例整備及び提出</td> <td>2ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>料金値上げ周知期間</td> <td>6ヵ月間</td> </tr> </tbody> </table>	内容	見込み期間	住民・議会：現状の説明	2ヵ月間	水道料金改定業務委託(試算)	3～6ヵ月間	審議会：料金改定(複数案)の提示	1日間	住民・議会：料金改定(複数案)の説明	6ヵ月間	料金改定(最終案)の内部協議	2ヵ月間	審議会：料金改定(最終案)の審議、承認	1日間	料金改定(最終案)の調整及び決定	3週間	条例整備及び提出	2ヵ月間	料金値上げ周知期間	6ヵ月間
内容	見込み期間																				
住民・議会：現状の説明	2ヵ月間																				
水道料金改定業務委託(試算)	3～6ヵ月間																				
審議会：料金改定(複数案)の提示	1日間																				
住民・議会：料金改定(複数案)の説明	6ヵ月間																				
料金改定(最終案)の内部協議	2ヵ月間																				
審議会：料金改定(最終案)の審議、承認	1日間																				
料金改定(最終案)の調整及び決定	3週間																				
条例整備及び提出	2ヵ月間																				
料金値上げ周知期間	6ヵ月間																				

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政（収支計画）に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。
---------------------	--